

～災害の記憶を風化させることなく、後世に伝承～

6月3日は「いのりの日」

雲仙・普賢岳噴火災害時、多数の死者・行方不明者を出した大火砕流から6月3日（土）で丸26年となります。

市では6月3日を「いのりの日」として位置づけ、犠牲となられた方々を慰霊するとともに、噴火災害の記憶を風化させることなく後世へ伝えていく決意を新たにす日として、市内各所でさまざまな追悼行事などが行われます。



キャンドル点灯式

献花所の設置・黙とう・半旗

- ▼とき 6月3日(土) 8時30分～18時
- ▼ところ 仁田団地第一公園(雲仙普賢岳噴火災害犠牲者追悼之碑)
- ◎黙とう 大火砕流が発生した16時8分にサイレンを吹鳴しますので、黙とうをお願いします
- ◎半旗 事業所などは半旗での掲揚をお願いします
- ▼問い合わせ先 秘書人事課秘書広報班 (☎⑥3 1111 内線124)

市では雲仙・普賢岳噴火災害で犠牲となられた方々のために福を祈るため献花所を設置します。献花用の菊を準備しますので献花をお願いします。



献花所

いのりの灯

- 未来を担っていく子どもたちへ噴火災害の伝承を目的として「第11回いのりの灯」を開催します。
- ▼とき 6月3日(土) 17時20分～20時 (雨天決行)
- ▼ところ 雲仙岳災害記念館
- ▼内容 島原音楽協会・高校生楽団 コンサート、キャンドル点灯式
- ▼問い合わせ先 雲仙岳災害記念館 (☎⑥5 5555)

「がまだす地域づくり補助金」の事業を募集します

市では、積極的な地域づくり活動を支援するため、「がまだす地域づくり補助金」を交付します。対象は市民団体などが自主的・主体的に企画し、実施する事業（市民提案型事業）と地域コミュニティ活動の維持・促進のため、町内会・自治会が実施する事業（町内会・自治会提案型事業）です。



市民提案型

▶対象となる事業

次のすべてに該当する事業

- ①市民の福祉向上または公益上の必要性が認められる事業
- ②市内で実施される事業（関連事業の市外での実施も可とする）
- ③年度内（平成30年3月31日まで）に完了する事業
- ④新たにまたはステップアップを目指して実施する事業

▶補助金の額

対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします

■応募期間 6月30日（金）まで

■申し込み・問い合わせ先

政策企画課地域・婚活班 (☎ 63-1111 内線 141)

町内会・自治会提案型

▶対象となる事業

次のいずれかに該当する事業

- ①地域見守り事業
- ②環境美化事業
- ③絆・交流活性化事業

※新規性または拡充性のある事業が対象

▶補助金の額

対象経費の5分の4以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします

(活用事例)

池田自治会による世代間交流鯉のぼり上げ



池田自治会では鯉のぼりを集めています。不要となった鯉のぼりを持っている人は池田自治会 佐々木さん (☎ 68-2772) まで連絡してください